

第159号議案

島根県立農業大学校条例及び貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部  
を改正する条例

(島根県立農業大学校条例の一部改正)

第1条 島根県立農業大学校条例(昭和57年島根県条例第33号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第2条中「優れた農業後継者」を「農業を担う優れた人材」に改める。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号)の  
一部を次のように改正する。

第2条の表島根県立農業大学校奨学金の項中「農業後継者」を「農業を担う  
人材」に改め、「(雇用される者として従事する場合を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った島根県立農業大学校奨学金に  
ついては、なお従前の例による。